

政令第七十六号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める

政令

内閣は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日は、令和五年六月一日とする。